

厚生労働省告示第二百十号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号イ中「(6)まで」を「(5)まで」に改め、同イの(1)の(一)のaの中「障害者支援施設」の下に「児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）」を加え、同aの中「障害者雇用支援センター、同法第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同(一)のb中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、「該当するもの又は」の下に「障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の」を加え、同bの中「障害者支援施設」の下に「障害児入所施設」を加え、同bの中「障害福祉サービス事業」の下に「児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事

業」を加え、同(1)の(2)のa中「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「相談支援事業従事者基準」という。)」を「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二二十六号)、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号)及び指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号)(以下「相談支援事業従事者基準」と総称する。)」に、「のみ」を「又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件(平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧相談支援事業従事者基準」という。)」に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成二十四年厚生労働省告示第二百十号)による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容」に改め、同(2)のb中「相談支援事業従事者基準」を「旧相談支援事業従事者基準」に、「適用日前又は適用日以後」を「平成二十四年四月一日前」に改め、「者(1)の下に「平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。」を加え、同号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(6)までを(3)から(5)までとし

、同号ホ中「第五十六条第一項、第七十条第一項又は第一百七七条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は」、「第九十六条、第八十条第一項、」、「指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス」、「第九十七条第一項、第八十条第一項、」、「指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所、」及び「又は(3)(二)」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ホを同号へとし、同号二を削り、同号八中「(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設にあつては、適用日)から起算して三年間」を「(当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間)」に改め、同号八を同号ホとし、同号口中「三年間」の下に「(事業の開始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号口を同号二とし、同号イの次に次のように加える。

口 指定障害福祉サービス(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者で

あつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(2)、(2)(2)、(3)(2)、(4)(2)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

八 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、イ(1)(2)、(2)(2)、(3)(2)、(4)(2)及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

第一号に次のように加える。

ト 障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者であるときは、イ(1)(2)の要件を満たしているものとみなす。

第二号及び第三号中「及び(3)から(5)」を「から(4)」に改める。
別表第一中「、児童の分野」を削る。

別表第二中「障害者自立支援法」の下に「及び児童福祉法」を加え、「及び」を「並びに」に改め

、 「障害者の」を削る。